

発行者情報

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月31日
【発行者の名称】	NOSE SHOP株式会社 (NOSE SHOP Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中森 友喜
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4-20-4 恵比寿ガーデンプレイスガラススクエアB1F
【電話番号】	03-6821-1030
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 林 寛之
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	NOSE SHOP株式会社 https://noseshop.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期中間期	第13期	第14期
会計期間		自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高	(千円)	1,170,763	1,553,112	1,905,093
経常利益	(千円)	69,100	111,981	227,677
中間(当期)純利益	(千円)	47,151	77,961	161,829
資本金	(千円)	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数	(株)	1,000,000	100	100
純資産額	(千円)	593,373	384,392	546,221
総資産額	(千円)	1,025,645	805,738	989,129
1株当たり純資産額	(円)	593.37	384.39	546.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	47.15	77.96	161.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	57.9	47.7	55.2
自己資本利益率	(%)	8.3	22.6	34.8
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△98,874	73,804	178,535
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△75,584	△63,736	△59,883
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△10,714	178,740	△37,557
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	211,349	315,427	396,522
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	77 〔63〕	58 〔60〕	71 〔66〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第13期および第14期中間財務諸表については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株あたり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式の上場が2026年3月17日であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第14期の財務諸表について監査法人東海会計社による監査を受けておりますが、第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第15期の中間財務諸表については監査法人東海会計社による中間監査を受けております。
8. 当社は、2025年11月17日開催の取締役会決議により、2025年12月17日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77 [63]	29.6	2.6	4,324

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、コスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、世界的なインフレーションや地政学的リスクの高まりにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、各国の金融政策が目まぐるしく変化する中、日本円の為替相場も流動的であり、当社の仕入れコストや収益性に影響を及ぼす可能性が高まっています。このような経済環境の中、当社は主力事業であるニッチフレグランスの輸入販売に注力してまいりました。原材料費や輸送コストの上昇、急激に進行した円安の影響を受けつつも、収益性の向上に向けた施策を進めたことにより、一定の成果を上げております。

その結果、当中間会計期間の売上高は1,170,763千円、営業利益は65,474千円、経常利益は69,100千円、中間純利益は47,151千円となりました。

なお、当社は海外ブランド香水の輸入販売を主力としたフレグランス等のコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載を省略しております。

また、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は211,349千円となりました。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は98,874千円となりました。これは主に税引前中間純利益の計上67,804千円、減価償却費19,672千円の計上、買掛金の増加19,713千円、未払費用の増加20,443千円に対して、売上債権の増加92,126千円、棚卸資産の増加35,423千円、前渡金の増加29,876千円、法人税等の支払56,991千円が生じたことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は75,584千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出78,942千円、定期預金の払戻による収入10,000千円、敷金及び保証金の差入による支出6,642千円が生じたことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は10,714千円となりました。これは主に短期借入金の借入による収入33,179千円に対して長期借入金の返済による支出43,893千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
直営店舗事業	976,043	—
EC事業	180,185	—
卸売事業	14,535	—
合計	1,170,763	—

- (注) 1. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。
2. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または2026年2月24日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を

- 行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
- （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないこと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが
確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当
に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合
をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防
衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点
の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導
入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動と
することができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する
旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒
否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株
式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類
株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち
取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株
主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益
を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は
決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議
又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対す
る株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 ヶ月
間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の
履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、
甲又は乙から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知
する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この中間財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【中間財務諸表等】(1)【中間財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産は1,025,645千円(前期末比36,515千円増)となりました。流動資産につきましては、813,037千円(前期末比23,656千円減)となりました。これは主に、現金及び預金が195,172千円減少したこと、売掛金が92,125千円増加したこと、商品が35,422千円増加したことによるものです。固定資産につきましては、212,608千円(前期末比60,171千円増)となりました。これは主に、建物附属設備が12,679千円増加したこと、工具器具備品が12,466千円増加したこと、建設仮勘定が36,811千円増加したことによるものです。

(負債)

負債は432,272千円(前期末比10,636千円減)となりました。流動負債につきましては、284,378千円(前期末比25,817千円増)となりました。これは主に、買掛金が19,713千円増加したこと、短期借入金が33,179千円増加したこと、未払費用が20,442千円増加したこと、未払法人税等が41,316千円減少したことによるものです。固定負債につきましては、147,893千円(前期末比36,453千円減)となりました。これは主に、長期借入金が35,565千円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては593,373千円(前期末比47,151千円増)となりました。これは、中間純利益47,151千円の計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 2025年11月17日開催の取締役会決議により、2025年12月17日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,000,000株増加し、4,000,000株となっております。また、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年12月17日 (注)	999,900	1,000,000	—	1,000	—	—

(注) 株式分割(1:10,000)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中森 友喜	東京都目黒区	510,000	51.0
林 良美	東京都目黒区	490,000	49.0
—	—	1,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に限定のない、当社における標準株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は2026年3月17日に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしました。当中間会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)においては非上場であったため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、前中間会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人東海会計社の中間監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	406,522	211,349
売掛金	128,072	220,198
商品	271,396	306,819
前渡金	19,062	48,938
その他	11,638	25,730
流動資産合計	836,693	813,037
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	67,998	80,678
車両運搬具（純額）	5,203	4,337
工具器具備品（純額）	14,978	27,445
建設仮勘定	704	37,515
有形固定資産合計	※1 88,884	※1 149,976
投資その他の資産		
敷金及び保証金	40,714	44,913
繰延税金資産	16,811	11,884
その他	6,026	5,833
投資その他の資産合計	63,552	62,632
固定資産合計	152,436	212,608
資産合計	989,129	1,025,645

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,395	29,108
短期借入金	—	33,179
一年以内返済予定の長期借入金	91,552	83,224
未払金	15,369	28,705
未払費用	54,149	74,592
未払法人税等	56,991	15,675
未払消費税等	21,901	12,663
その他	9,202	7,229
流動負債合計	258,560	284,378
固定負債		
長期借入金	173,499	137,934
その他	10,848	9,959
固定負債合計	184,347	147,893
負債合計	442,908	432,272
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金	545,221	592,373
株主資本合計	546,221	593,373
純資産合計	546,221	593,373
負債純資産合計	989,129	1,025,645

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年7月1日	
至 2025年12月31日)	
売上高	1,170,763
売上原価	
商品期首棚卸高	271,396
当期商品仕入高	436,783
合計	708,180
商品期末棚卸高	306,819
売上原価合計	401,360
売上総利益	769,402
販売費及び一般管理費	※1 703,928
営業利益	65,474
営業外収益	
受取利息	327
その他	5,576
営業外収益合計	5,904
営業外費用	
支払利息	1,545
為替差損	720
その他	11
営業外費用合計	2,277
経常利益	69,100
特別損失	
固定資産除却損	1,296
特別損失合計	1,296
税引前中間純利益	67,804
法人税、住民税及び事業税	15,725
法人税等調整額	4,927
法人税等合計	20,652
中間純利益	47,151

③【株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000	—	545,221	545,221	546,221	546,221
当期中間変動額						
中間純利益			47,151	47,151	47,151	47,151
当期変動額合計	—	—	47,151	47,151	47,151	47,151
中間会計期間末残高	1,000	—	592,373	592,373	593,373	593,373

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		67,804
減価償却費		19,672
受取利息		327
支払利息		1,545
売上債権の増減額 (△は増加)		△92,126
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△35,423
前渡金の増減額 (△は増加)		△29,876
その他流動資産の増減額 (△は増加)		△14,100
買掛金の増減額 (△は減少)		19,713
未払金の増減額 (△は減少)		13,336
未払費用の増減額 (△は減少)		20,443
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△9,238
その他		△2,742
小計		△40,665
利息の受取額		327
利息の支払額		△1,545
法人税等の支払額		△56,991
営業活動によるキャッシュ・フロー		△98,874
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△78,942
定期預金の払戻による収入		10,000
敷金及び保証金の差入による支出		△6,642
投資活動によるキャッシュ・フロー		△75,584
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)		33,179
長期借入金の返済による支出		△43,893
財務活動によるキャッシュ・フロー		△10,714
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△185,172
現金及び現金同等物の期首残高		396,522
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1	211,349

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
該当事項はありません。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品
総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りです。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

建物附属設備	3～15年
車両運搬具	6年
工具器具及び備品	2～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
当中間会計期間末時点において該当する資産はありません。
4. 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる履行義務は、主に店舗販売事業、インターネット販売事業及び卸売販売事業における、香水等の商品又は製品の提供であり、顧客に商品又は製品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、インターネット販売及び卸売販売については、国内販売であること、及び通常、出荷から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。
8. その他財務諸表作成のための重要な事項
該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

① 当中間会計期間の中間財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
商品	271,396千円	306,819千円
棚卸資産評価損	4,285千円	3,227千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(重要な会計方針)に記載のとおり、商品の貸借対照表価額は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

営業循環過程から外れた商品で、一定の回転期間を超えるものについて、品目ごとに回転期間に応じて定期的に帳簿価額の切り下げを実施しておりますが、回転期間及び切り下げ率の設定については、見積りの不確実性を伴うものであり、主として過年度の実績額を用いて仮定を設定しております。

市況の悪化等で販売価額が下落した場合、当中間会計期間に計上した棚卸資産評価損金額を上回る損失が発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

① 当中間会計期間の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
有形固定資産	88,884千円	149,976千円
減損損失	—	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業活動から生ずる損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業活動から生ずる損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗設備等の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの事業計画を基礎としており、販促活動等の施策による店舗損益の改善予測等の仮定を含んでおります。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

① 当中間会計期間の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
繰延税金資産	16,811千円	11,884千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異の解消時期をスケジュールし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	121,734千円	131,394千円

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	193,765千円
賃借料	147,868千円

(株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当中間会計期間 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 株式数 (株)
普通株式	100	999,900	—	1,000,000
合計	100	999,900	—	1,000,000

(変動の事由の概要)

2025年11月17日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2025年12月17日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係
現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表の現金及び預金勘定の残高は一致しております。

2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で5年後であります。

敷金及び保証金は、主に賃貸不動産の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、敷金及び保証金について、管理本部にて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額にてあらわされております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社の外貨建取引は前払いが主であるため、外貨建金銭債権債務の残高は僅少ではありますが、為替変動の状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき管理本部にて適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (※2)	26,638	25,761	△877
資産計	26,638	25,761	△877
(1) 長期借入金 (※3)	265,051	262,138	△2,912
負債計	265,051	262,138	△2,912

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当中間会計期間（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (※2)	32,931	31,854	△1,076
資産計	32,931	31,854	△1,076
(1) 長期借入金 (※3)	221,158	226,018	4,860
負債計	221,158	226,018	4,860

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	406,522	—	—	—
売掛金	128,072	—	—	—
敷金及び保証金	3,314	11,831	11,492	—
合計	537,909	11,831	11,492	—

当中間会計期間（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	211,349	—	—	—
売掛金	220,198	—	—	—
敷金及び保証金	5,183	27,747	—	—
合計	436,730	27,747	—	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2025年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	91,552	68,196	49,236	38,666	17,401	—
合計	91,552	68,196	49,236	38,666	17,401	—

当中間会計期間 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	33,179	—	—	—	—	—
長期借入金	83,224	57,249	45,606	30,041	5,038	—
合計	116,403	57,249	45,606	30,041	5,038	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2025年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2025年6月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	25,761	—	25,761
資産計	—	25,761	—	25,761
長期借入金	—	262,138	—	262,138
負債計	—	262,138	—	262,138

当中間会計期間 (2025年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	31,854	—	31,854
資産計	—	31,854	—	31,854
長期借入金	—	226,018	—	226,018
負債計	—	226,018	—	226,018

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
前事業年度 (2025年6月30日)

該当する事項はありません。

当中間会計期間 (2025年12月31日)

該当する事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

当社は本社及び店舗について建物等所有者との間で不動産賃貸契約を締結し、賃貸期間終了時に原状回復義務を有しており、資産除去債務を計上する必要があります。ただし、当該賃貸契約に関連する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
直営店舗事業	976,043
EC事業	180,185
卸売事業	14,535
顧客との契約から生じる収益	1,170,763
外部顧客への売上高	1,170,763

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係、並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	134,025	128,072
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	128,072	220,198

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

当社は海外ブランド香水の輸入販売を主力としたフレグランス等のコスメ販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品の区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当中間会計期間（自 2025年7月1日 至 2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 2025 年 6 月 30 日	当中間会計期間 2025 年 12 月 31 日
1 株当たり純資産額	546.22 円	593.37 円

(注) 当社は、2025 年 12 月 17 日付で株式 1 株につき 10,000 株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額を算定しております。

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
1 株当たり中間純利益 (円)	47.15
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	47,151
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	47,151
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2025 年 12 月 17 日付で株式 1 株につき 10,000 株の株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月31日

NOSE SHOP 株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士 青島 信吾
業務執行社員

代表社員 公認会計士 片井 悠太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNOSE SHOP株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第15期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NOSE SHOP株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。